

事業場の皆さんの 下水道利用の手引き

令和5年3月

西宮市上下水道局 下水道部

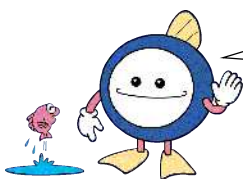
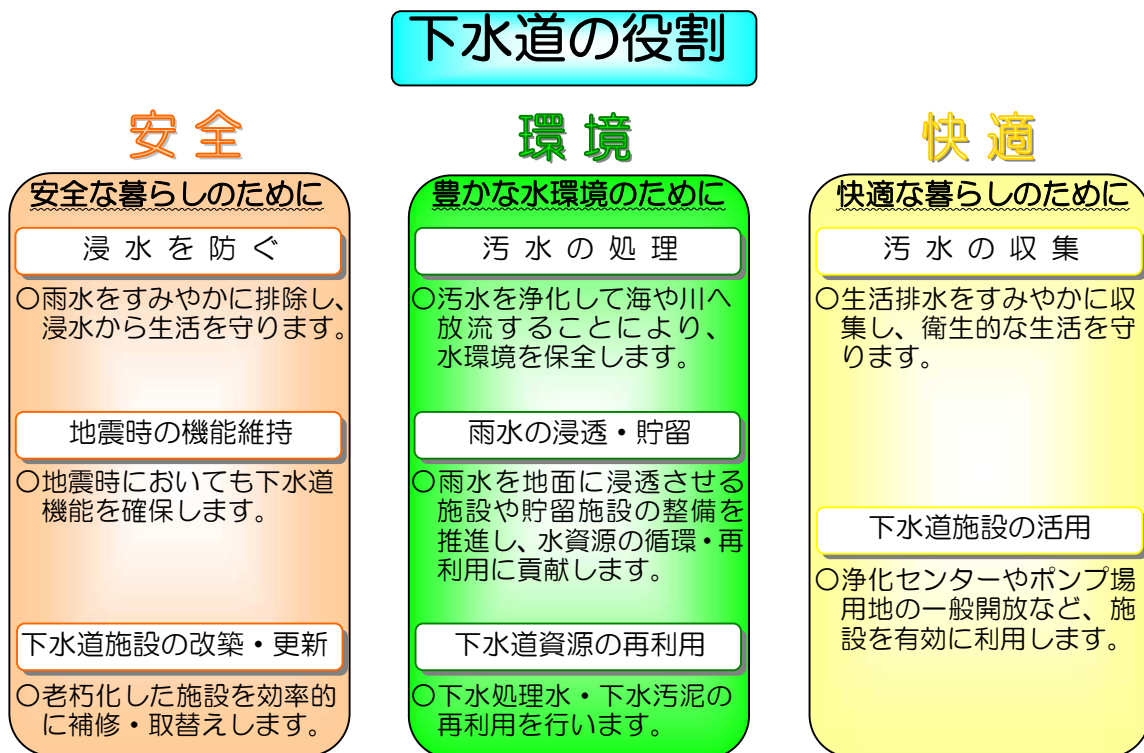
目次

	ページ
1. 下水道の役割	1
2. 下水道のしくみ	2
3. 西宮の下水道	3
4. 特定施設と特定事業場	4
5. 下水道への排除基準	5-6
6. 排除基準を違反したとき	5
7. 排除基準を守るために	7
8. 公共下水道使用開始（変更）届	8
9. 特定施設の設置等の届出	9
10. 事故時の措置	10
11. 水質の測定、記録義務	11-12
12. 報告の徴収	11
13. 西宮市における事業場の監視体制	13
14. 水質加算使用料	14
15. 特定施設の一覧表	15-22

1. 下水道の役割

下水道は普段、あまり目にすることがない施設ですが、汚水の処理や、雨水をすみやかに排除して浸水を防ぐなど、市民の皆様の快適で安全な生活を支えています。さらに、下水道は、汚水を浄化して海や川に戻す働きにより、水質を改善し豊かな水環境をよみがえらせるための重要な役割を担っています。

下水道は、安全・安心な暮らしや、快適で健康的な暮らしを守るためには無くてはならない施設であるとともに、水環境の保全や資源の循環利用など、環境保全にも必要不可欠な都市基盤施設であり、豊かな水環境を次世代へ引き継ぐためには、市民の皆様と連携・協働してさらなる下水道事業の発展に努めることが必要となります。



豊かな水環境を次の世代へ引き継ぐためには、みんなとの協働による、下水道事業の発展が必要なんだ。

2. 下水道のしくみ



①下水管

下水を浄化センターに流し、雨水を川や海に流す管です。途中には、マンホールがたくさんあって、中の掃除ができるようになっていきます。

②ポンプ場

下水が土地の高低で自然に流れないとき、途中でくみ上げて浄化センターに送ります。

③沈砂池

下水の中にふくまれている大きなゴミや砂は、ここで取り除かれます。

④ポンプ室

下水は地下を流れてくるので、ポンプでくみ上げます。

⑤調整池

一度にたくさんの方が使った水がながれてきたときは、この池にためておきます。

⑥最初沈殿池

沈砂池で取り除かれなかった泥などは、この池をゆっくり流れていくあいだに、底に沈んでいきます。

⑦エアレーションタンク

微生物をたくさん含んだ泥を加え、空気を吹き込みます。微生物は、下水の中の汚れを集めて、それを食べてしまいます。

⑧最終沈殿池

汚れを食べて重くなった微生物は、この池をゆっくりと流れていく間に底に沈んでいきます。

⑨塩素混和池

見た目にきれいな水にも大腸菌などが含まれているので、消毒してから、海に流します。

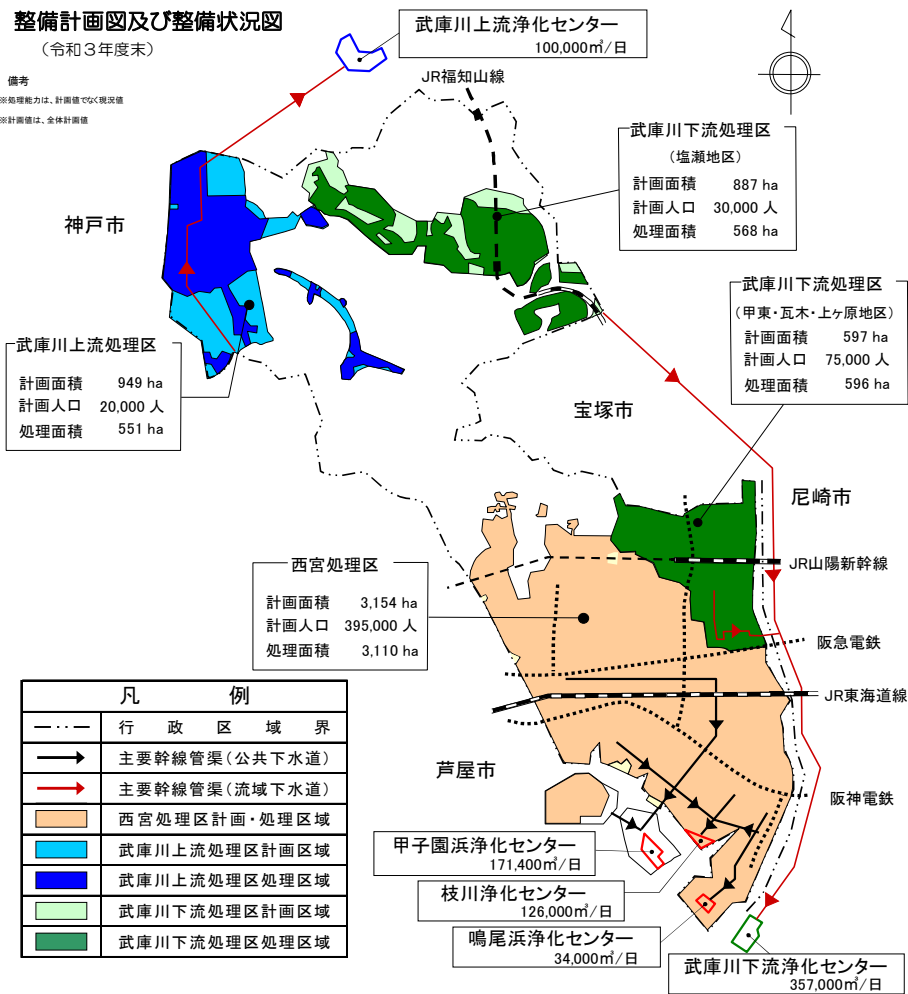
⑩～⑫汚泥処理施設

沈殿池で沈んだ汚泥は送泥ポンプにより、尼崎市にある兵庫東スラッジセンターに送ります。スラッジセンターでは西宮市のほか、尼崎市や芦屋市などから送られてきた汚泥とともに、脱水機で水をしぼって脱水ケーキにします。脱水ケーキは焼却した後、灰は海へ埋め立てます。

3. 西宮の下水道

3つの処理区、5つの浄化センター

現在の下水計画は市域面積10,018haのうち、将来市街化が予想される区域を含む5,587haを3処理区（西宮、武庫川下流、武庫川上流）に分けて整備することとしております。



人口普及率

人口普及率は99.9%で、1,000人のうち、999人が下水道を利用できます。(令和4年3月)

下水道管の総延長

西宮市の下水道には、汚水と雨水をいっしょに流す合流式と別々に流す分流式があります。合流式の下水道管は309km、分流式の下水道管では、汚水管707km、雨水管191kmであり、総延長は1,207kmになります。(令和4年3月)

4. 特定施設と特定事業場

「特定施設」とは、人の健康及び生活環境に被害を及ぼすおそれがある汚水や廃液を排出する施設として、水質汚濁防止法およびダイオキシン類対策特別措置法施行令に定められた施設をいいます。(15. 特定施設の一覧表)

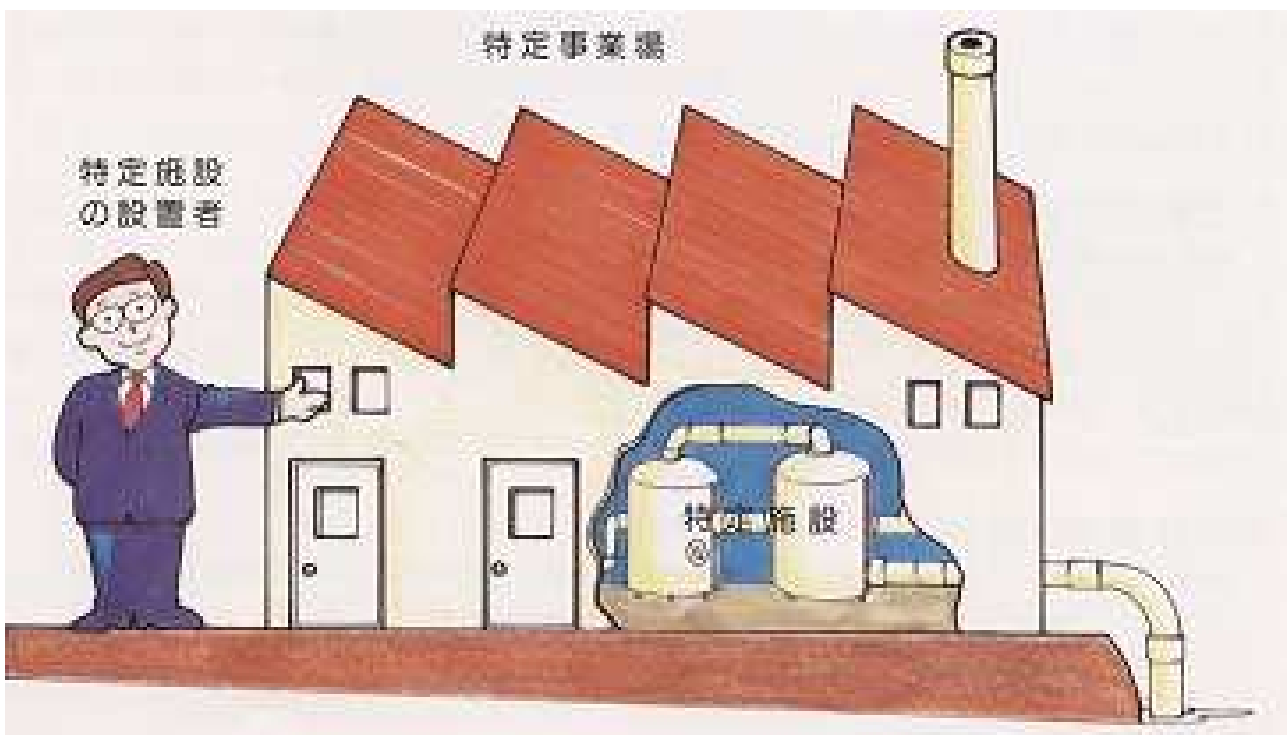
下水道法では、この特定施設を設置する者を「特定施設を設置者」、特定施設を設置している事業場を「特定事業場」といいます。

公共下水道へ排出される下水には、水質に関する基準が課せられています。特定事業場か否かにかかわらず、これを遵守しなければなりません。(5. 下水道への排除基準)

基準を違反するおそれがある場合には、特定施設のない事業場よりも厳しい命令の対象となることがあります。基準を違反した場合には、これに加えて罰則が適用されることがあります。(6. 排除基準を違反したとき)

そのほか、特定施設を設置者には、下記に示す義務が課せられています。

- 1) 届出の義務 (9. 特定施設の設定等の届出)
- 2) 水質測定および結果の記録ならびに保管の義務 (11. 水質の測定、記録義務)
- 3) 事故時の措置および報告の義務 (10. 事故時の措置)



5. 下水道への排除基準

(下水道法第12条の2、西宮市下水道条例第9条～第9条の3)

下水道へ下水を流すことを「排除」といい、排除する下水の水質に関する規制値を「排除基準」といいます。

次ページの別表に掲げる排除基準に適合しない下水を、公共下水道へ排除してはいけません。特定事業場であるか否かに関わらず、排除基準に適合させてから排除してください。(7. 排除基準を守るために)

6. 排除基準を違反したとき

1) 下水の排除の制限による規制 (下水道法第12条の2)

特定事業場から排除基準を超える下水を排除するおそれがある場合は、汚水の処理方法等の改善又は下水の排除の停止を命じられることがあります。(下水道法第37条の2)

また、排除基準を超える下水を排除した場合は、この命令に加えて、直ちに罰則(懲役又は罰金)が適用されることがあります。(下水道法第46条)

2) 除害施設の設置等の義務づけによる規制 (西宮市下水道条例第9条～第9条の3)

1) による規制を受けない特定事業場及び特定施設のない工場・事業場から、排除基準を超える下水を排除した場合は、監督処分として行為の中止、変更、その他必要な措置の実施を命じられることがあります。(下水道法第38条第1項第1号)

5. 下水道への排除基準（別表）

（令和2年1月1日現在）

物質又は項目	基準値	特定事業場			非特定事業場	
		50m ³ /日 以上	30m ³ /日以上 50m ³ /日未満	30m ³ /日 未満	50m ³ /日 以上	50m ³ /日 未満
健康 不可 能 目 環 境 項 目 処 理 可 能 項 目 施 設 損 傷 項 目	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L以下				
	シアン化合物	0.3* [0.7*] mg/L以下				
	有機燐化合物	0.3* [0.7*] mg/L以下				
	鉛及びその化合物	0.1 mg/L以下				
	六価クロム化合物	0.1* [0.35*] mg/L以下				
	砒素及びその化合物	0.05* [0.1*] mg/L以下				
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L以下				
	アルキル水銀化合物	検出されないこと				
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L以下				
	トリクロロエチレン	0.1 mg/L以下				
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下				
	ジクロロメタン	0.2 mg/L以下				
	四塩化炭素	0.02 mg/L以下				
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下				
	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L以下				
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下				
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L以下				
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下				
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下				
	チウラム	0.06 mg/L以下				
	シマジン	0.03 mg/L以下				
	チオベンカルブ	0.2 mg/L以下				
	ベンゼン	0.1 mg/L以下				
	セレン及びその化合物	0.1 mg/L以下				
	ほう素及びその化合物	230 [10] mg/L以下				
	ふつ素及びその化合物	15 [8] mg/L以下				
	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L以下				
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L以下					
フェノール含有量	5 mg/L以下					
銅含有量	3 mg/L以下					
亜鉛含有量	2 mg/L以下					
溶解性鉄含有量	10 mg/L以下					
溶解性マンガン含有量	10 mg/L以下					
クロム含有量	2 mg/L以下					
水素イオン濃度(pH)	5.0を超え9.0未満					
生物化学的酸素要求量(BOD)	600 mg/L未満	(注1)				
浮遊物質(SS)	600 mg/L未満	(注2)				
ノルマルヘキサ ン抽出物質 含有量	5 mg/L以下					
動植物油脂 含有量	30 mg/L以下					
温度	45°C未満					
沃素消費量	220 mg/L以下					

備考 1 *印は兵庫県の上乗せ条例による基準値であることを示します。

2 区域によって[]内数値の基準が適用されます。

3 内は、基準値を超える水質の下水の排出が禁止されており違反した場合直ちに処罰されます。（直罰基準）

4 内は、基準値に適合した下水を排除するよう除害施設を設置するなど必要な措置を講じなければなりません。（除害施設の設置基準）

5 内は、規制の適用を受けません。

(注1) 直罰基準において西宮処理区ではBOD 3000 mg/L未満、その他の処理区では600 mg/L未満です。

(注2) 直罰基準において西宮処理区ではSS 2000 mg/L未満、その他の処理区では600 mg/L未満です。

7. 排除基準を守るために

1) 排水の水量・水質を把握してください。

排除基準を守るためには、自社の排水の水量、水質を把握することが重要です。

特定事業場には水質の測定と記録が義務付けられています。(11. 水質の測定、記録義務)

なお、分析結果について、報告を徴収することがあります。(12. 報告の徴収)

2) 汚濁物質を取り除く対策を講じてください。

(1) 発生源における対策

汚水の発生源で汚濁物質を取り除くことは、最も優先すべき対策です。

(2) 排水処理施設による対策

発生源における対策だけでは排除基準に適合できない場合には、排水処理施設の設置等の対策を講じる必要があります。

なお、発生源対策や排水処理施設の運転の結果、発生する汚泥や排除基準に適合しない廃液等は、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」において産業廃棄物として指定されており、事業者はこれを適正に処理する義務があります。

産業廃棄物に関することは、事業系廃棄物対策課（TEL：0798-35-0185）までお問い合わせください。

8. 公共下水道使用開始（変更）届（下水道法第11条の2）

特定事業場であるか否かに関わらず、汚水を下水道に排除しようとする事業場が、下表に掲げる場合に該当するときは、あらかじめ届け出なければなりません。

届出を要する場合	届出の様式、内容
①日最大汚水量が 50 m ³ 以上の者 ②汚水の水質が届出を要する水質 ^(注1) に該当する者 ③1ヶ月の汚水量が 600 m ³ を超える者 ④上記①～③の届出をした者で、下水の量又は水質を変更しようとする者	様式第四 公共下水道使用開始（変更）届 様式第1号 事業場の概要 様式第2号 主要施設の構造・使用の方法 様式第3号 汚水等の処理の方法 様式第4号 排除される下水の量及び水質 様式第5号 用水および排水の系統
特定施設の設置者（上記①、②に該当しない場合）	様式第五 公共下水道使用開始届 様式第1号 事業場の概要

(注1)：(5. 下水道への排除基準) を超える

なお、西宮浜及び甲子園浜埋立地内の事業場は、事前協議により、全ての事業場において、公共下水道使用開始（変更）届の提出が必要です。

9. 特定施設の設置等の届出 (下水道法第 12 条の 3, 4, 7, 8)

特定施設の設置者は、公共下水道使用開始届とは別に、下表に掲げる場合について届出を行う義務があります。

届出を要する場合	届出の種類	届出の内容	提出期限
公共下水道を使用している者で、特定施設を新しく設置しようとするとき	特定施設設置届出書 (様式第六) (様式第3～6号)	1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	特定施設を設置しようとする 60日前まで
公共下水道を使用している者で、既設の施設が新たに特定施設に指定されたとき	特定施設使用届出書 (様式第七) (様式第3～6号)	2. 工場又は事業場の名称及び所在地	特定施設になった日から 30日以内
すでに特定施設を設置している事業場からの汚水の排除先が公共用水域から公共下水道になったとき		3. 特定施設の種類の 4. 特定施設の構造 5. 特定施設の使用の方法 6. 特定施設から排除される汚水の処理の方法	公共下水道を使用することになった日から 30日以内
上記による届出の内容のうち、右記届出内容の4～8号に掲げる事項を変更しようとするとき	特定施設の構造等変更届出書 (様式第八) (様式第3～6号)	7. 下水の量及び水質 8. 用水及び排水の系統	変更工事着工の予定日の 60日前まで
届出のうち氏名、事業場名、所在地等届出内容の1・2号についての事項に変更があったとき又は特定施設の使用を廃止したとき	氏名変更等届出書 (様式第十) 特定施設使用廃止届出書 (様式第十一)	変更の内容等	変更、もしくは廃止した日から 30日以内
上記の届出をした者の地位を承継した場合	承継届出書 (様式第十二)	承継の内容等	承継した日から 30日以内

特定施設の設置届または構造等変更届を提出したときは、届出が受理された日から 60 日以内は、その工事に着手してはいけません。これは、届出の内容を審査するためです。(下水道法第 12 条の 6)

審査において排除基準(直罰基準に限る。)に適合しないと認めるときは、届出が受理された日から 60 日以内に限って、特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理の方法について、計画変更もしくは設置計画の廃止を命じられることがあります。(下水道法第 12 条の 5)

10. 事故時の措置 (下水道法第12条の9)

特定施設の設置者は、下表に示す物質又は油を含む下水が公共下水道に流入する事故が発生したときは、直ちに排出を防止するための応急措置を講じ、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出なければなりません。

公共下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者が応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、応急の措置を講ずべきことを命じることができます。

常日頃から事故が発生しないよう、原料等取扱物質の性状確認、作業箇所や危険箇所の点検を実施しておき、異常時には速やかに対応できるようにしておいてください。

事故時の措置の対象となる物質及び油

カドミウム及びその化合物	1, 1, 1-トリクロロエタン
シアン化合物	1, 1, 2-トリクロロエタン
有機磷化合物	1, 3-ジクロロプロペン
鉛及びその化合物	チウラム
六価クロム化合物	シマジン
砒素及びその化合物	チオベンカルブ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	ベンゼン
ポリ塩化ビフェニル	セレン及びその化合物
トリクロロエチレン	ほう素及びその化合物
テトラクロロエチレン	ふっ素及びその化合物
ジクロロメタン	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
四塩化炭素	
1, 2-ジクロロエタン	塩化ビニルモノマー
1, 1-ジクロロエチレン	1, 4-ジオキサン
1, 2-ジクロロエチレン	ダイオキシン類
原油	灯油
重油	揮発油
潤滑油	動植物油
軽油	

事故が発生した際の連絡先

西宮市上下水道局下水道部 下水浄化センター

TEL : 0798-47-8402 (夜間・休日も同一)

11. 水質の測定、記録義務（下水道法第12条の12）

特定施設の設置者は、公共下水道へ排除する下水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければなりません。その方法は次のとおりです。

- 1) 水質の測定は、下水の水質の検定方法等に関する省令に定める方法で行ってください。（下水道法施行規則第15条第1号）
- 2) 水質の測定回数は、次ページの別表に掲げるとおりです。
- 3) 水質の測定は、公共下水道への排出口毎に、公共下水道に流入する直前で、公共下水道による影響の及ばない地点において、測定しようとする下水の水質が最も悪いと推定される時刻に行ってください。（下水道法施行規則第15条第3号、第4号）
- 4) 測定の結果は、水質測定記録表に記録し5年間保存してください。
（下水道法施行規則第15条第5号）

なお、公共下水道管理者が相当の理由があると認めるときは、測定回数について別途指示することがあります。

12. 報告の徴収（下水道法第39条の2）

公共下水道管理者は、公共下水道を適正に管理するため必要な限度において、特定事業場及び使用開始等の届出を必要とする水質に該当する下水を排除する事業場から、事業場の状況、除害施設、又は排除する下水の水質に関し報告を徴収できます。

本市では、定期的な水質測定の結果については水質結果報告書により、除害施設等から発生する汚泥等の処分についてはスラッジの処分報告書により、それぞれ報告を徴収しています。

これ以外にも必要に応じて随時、報告の徴収を行うことがあります。

11. 水質測定回数（別表）

物質又は項目		測定回数		基準値	
		●: 1回以上/日	○: 1回以上/月 ■: 1回以上/年		
処理可能項目	カドミウム及びその化合物	○		0.03 mg/L以下	
	シアン化合物	○		0.3*[0.7*] mg/L以下	
	有機燐化合物	○		0.3*[0.7*] mg/L以下	
	鉛及びその化合物	○		0.1 mg/L以下	
	六価クロム化合物	○		0.1*[0.35*] mg/L以下	
	砒素及びその化合物	○		0.05*[0.1*] mg/L以下	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	○		0.005 mg/L以下	
	アルキル水銀化合物	○		検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル	○		0.003 mg/L以下	
	トリクロロエチレン	○		0.1 mg/L以下	
	テトラクロロエチレン	○		0.1 mg/L以下	
	ジクロロメタン	○		0.2 mg/L以下	
	四塩化炭素	○		0.02 mg/L以下	
	1,2-ジクロロエタン	○		0.04 mg/L以下	
	1,1-ジクロロエチレン	○		1 mg/L以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	○		0.4 mg/L以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	○		3 mg/L以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	○		0.06 mg/L以下	
	1,3-ジクロロプロペン	○		0.02 mg/L以下	
	チウラム	○		0.06 mg/L以下	
	シマジン	○		0.03 mg/L以下	
	チオベンカルブ	○		0.2 mg/L以下	
	ベンゼン	○		0.1 mg/L以下	
	セレン及びその化合物	○		0.1 mg/L以下	
	ほう素及びその化合物	○		230 [10] mg/L以下	
	ふっ素及びその化合物	○		15 [8] mg/L以下	
	1,4-ジオキサン	○		0.5 mg/L以下	
	ダイオキシン類	■		10 pg-TEQ/L以下	
	環境項目	フェノール含有量	○		5 mg/L以下
		銅含有量	○		3 mg/L以下
亜鉛含有量		○		2 mg/L以下	
溶解性鉄含有量		○		10 mg/L以下	
溶解性マンガン含有量		○		10 mg/L以下	
クロム含有量		○		2 mg/L以下	
処理可能項目	水素イオン濃度(pH)	●		5.0を超え9.0未満	
	生物化学的酸素要求量(BOD)	○		600 [3000] mg/L未満	
	浮遊物質(SS)	○		600 [2000] mg/L未満	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	○		5 mg/L以下	
施設損傷項目	温度	●		45°C未満	
	沃素消費量	○		220 mg/L以下	
	動植物油脂類含有量	○		30 mg/L以下	

注1:「*」は兵庫県の上乘せ条例による基準であることを示します。

注2: 区域や業態によって[]内数値の基準が適用されます。

注3: 「○」については過去1年間の検査結果がすべて基準値以下であるとき、検査頻度を3か月に1回以上まで減らすことができます。

注4: 水質測定項目において明らかに水質測定する必要がないと客観的に判断できる場合は、当該項目の省略が可能です。この場合、説明責任は、特定施設の設置者に帰します。

13. 西宮市における事業場の監視体制

1) 事業場への立入検査（下水道法第13条）

公共下水道管理者は、公共下水道の機能及び構造を保全し、又は浄化センターからの放流水の水質を適正に保つため必要な限度において、事業場に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設、その他の物件を検査することができます。

本市では、随時立入検査を実施し、事業場担当者の立会いのもと、採水を実施しています。その際、操業状態、排水管理の状況について聞き取りを実施することもあります。

この立入検査を拒み、妨げ、または忌避した場合は、罰則が適用されることがあります。（下水道法第49条）

2) 流入する下水の監視

下水浄化センターや市内各ポンプ場等において、流入する下水の水質に異常がないか監視を行っています。水質に異常がみられた場合は、流入元の調査を実施し、原因者の特定を行います。

14. 水質加算使用料 (西宮市下水道条例第 26 条)

浄化センターで処理可能な項目のうち、生物化学的酸素要求量 (BOD) 及び浮遊物質 (SS) については、高濃度の下水を排除されると、下水処理に要する費用が余分にかかります。

本市では、水質加算使用料制度を採用し、平均的な家庭汚水の濃度を超えて多量の汚水を排除する事業者には、処理に要する費用を負担いただきます。

1) 適用される事業場

- ・水量 …… 1ヶ月の排水量が 600m³ を超える事業場
- ・水質 …… BOD、SS のどちらか一方でも 200 mg/L を超える事業場

2) 水質認定値の決定

1) に該当する事業場は、原則として毎月立入検査 (**13. 西宮市における事業場の監視体制**) を行い、測定した水質を基に、四半期ごとの平均値を算出し、水質認定値を決定します。

3) 水質加算使用料の算定方法

2) の水質認定値をもとに、下表のとおり単価を決定します。単価に1ヶ月の排水量 (m³) を乗じて水質加算使用料を算定します。

項目	水質認定値	単価 (円/m ³ ・月)
汚水1リットル中の5日間の生物化学的酸素要求量 (BOD)	200ミリグラムを超えるもの	14円 ただし、300ミリグラムを超える場合は、100ミリグラムまでを増すごとに14円を加算する。
汚水1リットル中の浮遊物質 (SS)	200ミリグラムを超えるもの	16円 ただし、300ミリグラムを超える場合は、100ミリグラムまでを増すごとに16円を加算する。

15. 特定施設の一覧表

水質汚濁防止法特定施設 (水質汚濁防止法施行令別表第1)

1	<p>鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設</p>
1の2	<p>畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 豚房施設 (豚房の総面積が 50 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)</p> <p>ロ 牛房施設 (牛房の総面積が 200 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)</p> <p>ハ 馬房施設 (馬房の総面積が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)</p>
2	<p>畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 (洗びん施設を含む。)</p> <p>ハ 湯煮施設</p>
3	<p>水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設</p>
4	<p>野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設</p>
5	<p>みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設</p> <p>へ ろ過施設</p>
6	<p>小麦粉製造業の用に供する洗浄施設</p>
7	<p>砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 (流送施設を含む。)</p> <p>ハ ろ過施設 ニ 分離施設</p> <p>ホ 精製施設</p>
8	<p>パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう</p>
9	<p>米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機</p>
10	<p>飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 (洗びん施設を含む。)</p> <p>ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設</p> <p>ホ 湯煮施設 へ 蒸留施設</p>
11	<p>動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設</p>
12	<p>動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設</p>
13	<p>イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設</p>
14	<p>でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設 (流送施設を含む。)</p> <p>ハ 分離施設</p> <p>ニ 渋だめ及びこれに類する施設</p>
15	<p>ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設</p>
16	<p>麺類製造業の用に供する湯煮施設</p>
17	<p>豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設</p>
18	<p>インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設</p>

18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルクット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式パーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
25	削除
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
27	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設

30	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設

41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラーン蒸留施設
46	第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第 2 条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	第 2 条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研摩洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
59	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設

62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
63 の 2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
64 の 2	水道施設（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 8 項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 6 項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が 1 日当たり 1 万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66 の 2	エチレンオキサイド又は 1,4-ジオキサン <small>の混合施設（前各号に該当するものを除く。）</small>
66 の 3 (※)	旅館業（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 2 条第 3 項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第 2 条第 4 項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設
66 の 4	共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 6 条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が 360 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66 の 6	飲食店（次号及び第 66 号の 8 に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 420 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66 の 7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 630 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66 の 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が 1,500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
67	洗濯業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68 の 2	病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が 300 以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設

69 の 2	卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が 1,000 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
70	廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 3 条第 14 号に規定するものをいう。）
70 の 2	自動車特定整備事業（道路運送車両法第 77 条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が 800 平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
71	自動式車両洗淨施設
71 の 2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗淨施設 ロ 焼入れ施設 * 科学技術に関する研究等を行う事業場とは次に掲げるもの 1 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） 2 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） 3 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前 2 号に該当するものを除く。） 4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 5 保健所 6 検疫所 7 動物検疫所 8 植物防疫所 9 家畜保健衛生所 10 検査業に属する事業場 11 商品検査業に属する事業場 12 臨床検査業に属する事業場 13 犯罪鑑識施設
71 の 3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するものをいう。）である焼却施設
71 の 4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第 14 条第 6 項ただし書きの規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 14 条の 4 第 6 項ただし書きの規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる施設
71 の 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗淨施設 （前各号に該当するものを除く。）
71 の 6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設 （前各号に該当するものを除く。）
72	し尿処理施設（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。）
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前 2 号に掲げるものを除く。）

(※) 下水道法上の取扱い（下水道法施行令第 9 条の 2）
届出及び下水の排除の制限等に関して、規制の適用を受けません。
ただし、温泉を利用する場合はこの限りではありません。

ダイオキシン類対策法特定施設 (ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2)

1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジインドロ[3,2-b:3',2'-m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設
15	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設
17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設

18	下水道終末処理施設（第 1 号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）
19	第 1 号から第 17 号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第 1 号から第 17 号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）

【参考】

ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第 1 第 5 号に掲げる廃棄物焼却炉

5	廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に 2 以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が 0.5 平方メートル以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に 2 以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が 1 時間当たり 50 キログラム以上のもの
---	--

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号の 2 及び第 13 号に掲げる施設

12 の 2	廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。）又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設
13	ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設